

# 令和2年度 七ヶ浜町体育協会定時総会

日時：令和2年6月4日(木) 19時～

会場：七ヶ浜町生涯学習センター 第1・2研修室

## 次 第

1. 開 会

2. 開会挨拶

3. 議長選出

4. 議 事

議案第1号	令和元年度事業報告について
議案第2号	令和元年度収支決算報告について 監査報告
議案第3号	令和2年度事業計画(案)について
議案第4号	令和2年度収支予算(案)について
議案第5号	七ヶ浜町体育協会会則の一部(案)について
議案第6号	会長及び副会長候補者選考要綱(案)について

5. そ の 他

6. 閉会挨拶

7. 閉 会

七ヶ浜町体育協会

## 令和元年度 事業報告

No.	期 日	事 業 名	内 容	参加 人数
1	4月4日(木)	第1回3役会議	定時総会について	5名
2	4月11日(木)	第1回役員会	定時総会について	14名
3	4月25日(木)	定時総会	平成30年度事業報告・収支決算報告、 令和元年度事業計画(案)・収支予算 (案)、役員(案)について	37名
4	6月15日(土)	第2回役員会	パターゴルフ大会、第1回市町村交流リ レーマラソンについて	13名
5	6月23日(日)	七ヶ浜パターゴルフ大会	ボランティア協力	10名
6	7月7日(日)	第25回トライアスロン大会	ボランティア協力	37名
7	10月14日(月)	第13回スポーツフェスタ	台風19号の接近に伴い中止	
8	12月17日(火)	第2回3役会議	スポーツセミナー2020について	5名
9	12月20日(金)	第3回役員会	スポーツセミナー2020、七ヶ浜町体育協 会懇親会、清掃活動について	12名
10	2月11日(火)	第3回3役会議	体育協会会則について	5名
11	2月11日(火)	七ヶ浜町体育協会懇親会	場所:ミア・マードレ	20名
12	2月23日(日)	スポーツセミナー2020	講師:高橋純一氏	98名
13	12月～3月末	体育施設清掃活動	各体育施設のゴミ拾い活動	

## 令和元年度収支決算書

## 【収入】

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
町 補 助 金	1,800,000	1,800,000	0	
分 担 金	75,000	75,000	0	単協5,000円×11協会 スポ少本部20,000円×1団体
諸 収 入	886	36,007	35,121	リレーマラソン助成金(30,000円) 祝儀・貯金利息
繰 越 金	137,114	137,114	0	
合 計	2,013,000	2,048,121	35,121	

## 【支出】

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考	
会 議 費	20,000	3,556	△ 16,444		
事 業 費	400,000	543,570	143,570	スポーツセミナー、ピブス購入等	
委 託 金	350,000	350,000	0	アクアゆめクラブへ事務委託	
事 務 費	70,000	59,904	△ 10,096	コピー用紙、切手、文房具他	
負担金・補助金	1,037,000	845,000	△ 192,000		
内 訳	団体助成金	749,000	697,000	△ 52,000	各協会、スポ少
	その他助成金	265,000	125,000	△ 140,000	全国大会助成
	県体協負担金	18,000	18,000	0	
	仙管体負担金	5,000	5,000	0	
旅 費	30,000	13,227	△ 16,773	会議・研修	
交 際 費	20,000	11,000	△ 9,000		
記念事業積立	50,000	50,000	0		
予 備 費	36,000	0	△ 36,000		
合 計	2,013,000	1,876,257	△ 136,743		

収入総額 2,048,121円 - 支出総額 1,876,257円 = 次年度へ繰越額 171,864円

※上記のうち、諸収入の30,000円は令和2年度のリレーマラソン助成金として引き続き計上

## 記念事業基金会計計算書

前年度繰越金	本年度積立金	貯金利息	本年度取崩金	本年度末残金	備考
467,953	50,000	4	0	517,957	令和2年 45周年

七ヶ浜町体育協会  
令和元年度全国大会助成金交付一覧

氏名	住所	所属団体	出場大会名	大会日	交付金額
1 三島 愛香	東宮浜	宮城県立塩釜高等学校	全国高等学校少林寺拳法選抜大会	平成31年 3/23～25	¥5,000
2 佐藤 明純	汐見台南				¥5,000
3 亀谷 未貴	汐見台南				¥5,000
4 谷代 千遥	汐見台南				¥5,000
5 小野 樹姫	汐見台南	宮城県ソフトテニス連盟	第36回全日本小学生ソフトテニス選手権大会	7/25～28	¥5,000
6 鈴木 俊博	松ヶ浜	宮城フェニックスサッカークラブ	JFA第19回全日本0-60サッカー大会	6/1～3	¥5,000
7 櫻井 順基	遠山	仙台育英学園秀光中等教育学校	文部科学大臣杯全日本少年春季軟式野球大会	平成31年 3/21～25	¥5,000
8 佐々木 隆人	吉田浜	宮城県立利府高等学校	第88回全国高等学校卓球選手権大会	8/14～20	¥5,000
9 佐藤 海利	遠山				¥5,000
10 阿部 柚貴	境山	七ヶ浜町空手スポーツ少年団	第62回小学生・中学生全国空手道選手権大会	8/3～4	¥5,000
11 栗谷 真琴	汐見台				¥5,000
12 遠藤 愛奈	花淵浜				¥5,000
13 小松 宰己	代ヶ崎浜				¥5,000
14 鈴木 花珠	松ヶ浜				¥5,000
15 遠藤 奈都	花淵浜				¥5,000
16 住家 昇汰	松ヶ浜				¥5,000
17 藤村 真帆	汐見台南	宮城県立石巻商業高校	全国高等学校総合体育大会カヌー競技大会	8/2～6	¥5,000
18 佐藤 真子	東宮浜	七ヶ浜町立七ヶ浜中学校	第49回全国中学校剣道大会	8/21～23	¥5,000
19 櫻井 順基	遠山	仙台育英学園秀光中等教育学校	第41回全国中学校軟式野球大会	8/17～20	¥5,000
20 星 光陽	汐見台南	七ヶ浜町立七ヶ浜中学校	第42回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会	8/22～26	¥5,000
21 熊谷 悠誠	遠山	東北福祉大学	第86回全日本大学総合卓球選手権大会	10/24～27	¥5,000
22 渡邊 沙妃	遠山	アリスト	第42回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会	8/22～26	¥5,000
23 三浦 慧	遠山	仙台高等専門学校名取キャンパス	第54回全国高等専門学校学校体育大会(バスケットボール)	8/24～25	¥5,000
24 青木 康介	吉田浜	東北学院高等学校	2019年度全国ルーキーリーグサッカー交流大会	12/21～23	¥5,000
25 太宰 拓郎	松ヶ浜	東北学院高等学校	2020年度全国ルーキーリーグサッカー交流大会	12/21～23	¥5,000

¥125,000

# 監 査 報 告

令和元年度七ヶ浜町体育協会の収支決算について監査の結果、証書及び諸帳簿ともに正確であることを認証する。

令和2年 4 月 22 日

監事 赤間 俊幸 

監事 星 勝家 

## 令和2年度 事業計画

No.	期 日	事 業 名	内 容
1	5月 日( )	第1回役員会	定時総会について 他
2	6月4日(木)	定時総会	令和元年度事業報告・収支決算報告、 令和2年度事業計画(案)・収支予算 (案)、会則の一部改正(案)について
3	7月5日(日)	第26回トライアスロン七ヶ浜大会	中止
4	7月	第2回役員会	スポーツフェスタについて 他
5	10月11日(日)	第14回スポーツフェスタ	ボランティア協力
6	10月中旬	第3回役員会	設立45周年記念式典・ スポーツセミナーについて 他
7	12月5日(土)	市町村交流リレーマラソン	場所:未定
8	2月上旬	体育協会懇親会	場所:未定
9	2月	スポーツセミナー2021	講師:未定
10	2月	設立45周年記念式典	前回日程 平成27年11月14日(土) ホテルキャッスルプラザ多賀城
11	12月～3月末	体育施設清掃活動	各体育施設のゴミ拾い活動

## 令和2年度収支予算書

## 【収入】

(単位:円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	比 較	備 考
町補助金	1,800,000	1,800,000	0	七ヶ浜町
分担金	75,000	70,000	△ 5,000	単協5,000円×10協会 スポ少本部20,000円×1団体
諸収入	886	136	△ 750	預金利息等
繰越金	137,114	171,864	34,750	リレーマラソン助成金(30,000円)含む
合 計	2,013,000	2,042,000	29,000	

## 【支出】

(単位:円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	比 較	備 考	
会議費	20,000	20,000	0	役員会開催予定	
事業費	400,000	480,000	80,000	スポ少本部と合同開催、 リレーマラソン	
委託金	350,000	350,000	0	アクアゆめクラブへ事務局委託	
事務費	70,000	70,000	0	コピー用紙、インク、切手等	
負担金・補助金	1,037,000	983,000	△ 54,000		
内 訳	団体助成金	749,000	700,000	△ 49,000	10協会・スポ少本部
	その他助成金	265,000	260,000	△ 5,000	全国大会出場助成など
	県スポ協負担金	18,000	18,000	0	宮城県スポーツ協会
	仙管スポ協負担金	5,000	5,000	0	仙台管内スポーツ協会
旅 費	30,000	30,000	0	会議・研修	
交 際 費	20,000	20,000	0	慶弔等	
記念事業積立	50,000	50,000	0		
予 備 費	36,000	39,000	3,000		
合 計	2,013,000	2,042,000	29,000		

七ヶ浜町体育協会会則の一部改正について

このことについて、七ヶ浜町体育協会会則の一部を次のように改正するものである。

提案理由「宮城県体育協会が宮城県スポーツ協会へ名称変更したことに伴い、当協会名称も同様に変更するものである。合わせてそれに付随する事項や役員改選方法についても必要な改善を図るものであります。」

題名「七ヶ浜町体育協会」を「七ヶ浜町スポーツ協会」に改める。

第1条中「体育」を「スポーツ」に改める。

第4条第4号中財団法人の前に「公益」を加え、「体育」を「スポーツ」に改める。

第5条中「県体育」を「宮城県スポーツ」に改める。

第7条第1号を次のように改める。

(1) 会長・副会長は選考委員会において候補者を選考し総会において承認する。

第7条第2号中「し、理事会で承認を受けるものと」を削る。

第7条第3号を第4号とし、第3号に「監事は各加盟スポーツ団体の持ち回りとする。」を加える。

第10条第1項中「総会及び役員会」を「総会、理事会及び選考委員会」に改める。

第10条第3項中「役員会」を「理事会」に改め、第3項の次に「4 選考委員会は改選期毎に開催し、本会の会長及び副会長を選考する。」を加える。

第十一章中「附則」を「補足」に改める。

第15条中「役員会」を「理事会」に改める。

第16条中「役員会」を「理事会」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員長」に改める。

第18条を削り、「附則 (施行期日等)」に改める。

附 則

この会則は、令和2年6月4日から施行する。

七ヶ浜町体育協会会則の一部改正新旧対照表

新	現行
<p>七ヶ浜町スポーツ協定会則</p> <p>第一章 名 称 第一条 本会は、七ヶ浜町スポーツ協定会と称する。</p> <p>第二章 事務所 第二条 本会は、事務所を特定非営利活動法人アークアークゆめクラブに置く。</p> <p>第三章 目的 第三条 本会は、七ヶ浜町におけるスポーツを振興し町民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うとともにスポーツ関係諸団体相互の融和を図ることを目的とする。</p> <p>第四章 事業 第四条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。                      (1) 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。                      (2) スポーツに関する各種事業への協力支援又は後援すること。                      (3) スポーツに関する調査研究及び研修会等を開催すること。                      (4) 公益財団法人宮城県スポーツ協定会との連絡協調を図ること。</p>	<p>七ヶ浜町体育協定会則</p> <p>第一章 名 称 第一条 本会は、七ヶ浜町体育協定会と称する。</p> <p>第二章 事務所 第二条 本会は、事務所を特定非営利活動法人アークアークゆめクラブに置く。</p> <p>第三章 目的 第三条 本会は、七ヶ浜町におけるスポーツを振興し町民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うとともにスポーツ関係諸団体相互の融和を図ることを目的とする。</p> <p>第四章 事業 第四条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。                      (1) 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。                      (2) スポーツに関する各種事業への協力支援又は後援すること。                      (3) スポーツに関する調査研究及び研修会等を開催すること。                      (4) 財団法人宮城県体育協定会との連絡協調を図ること。</p>

(5) スポーツに功労・勲功のあった個人、団体を表彰又は他に推薦すること。

(6) 加盟団体への補助金交付に関すること。

(7) その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

#### 第五章 組 織

第五条 本会は、町内のスポーツ団体、並びに前記団体以外の町民、町内各種機関団体で本会の趣旨に賛同するものを以って組織し、宮城県スポーツ協会に加盟する。

#### 第六章 役 員

第六条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 書記 若干名

#### 第七章 役員の選任及び任期

第七条 本会の役員の選任は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長は選考委員会において候補者を選考し総会において承認する。

(5) スポーツに功労・勲功のあった個人、団体を表彰又は他に推薦すること。

(6) 加盟団体への補助金交付に関すること。

(7) その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

#### 第五章 組 織

第五条 本会は、町内のスポーツ団体、並びに前記団体以外の町民、町内各種機関団体で本会の趣旨に賛同するものを以って組織し、県体育協会に加盟する。

#### 第六章 役 員

第六条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 書記 若干名

#### 第七章 役員の選任及び任期

第七条 本会の役員の選任は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・監事は総会において選任する。

<p>(2) 理事は加盟スポーツ団体毎に選出する。</p> <p>(3) 監事は各加盟スポーツ団体の持ち回りとする。</p> <p>(4) 事務局長及び書記は会長が委嘱する。</p> <p>第八条 本会の役員は任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠による役員は前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は任期が満了しても、後任者の就任するまでその職務を行う。</p> <p style="text-align: center;">第八章 役員 の 任 務</p> <p>第九条 役員は次の通りとする。</p> <p>(1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。</p> <p>(3) 理事は会務を審議し、会長の命を受けて会務を行う。</p> <p>(4) 事務局長は会長の指示を受けて会務を司る。</p> <p>(5) 書記は会長の命を受けて庶務会計事務にあたる。</p> <p>(6) 監事は会計を監査し、総会に報告する。</p> <p>第十条 本会の会議は総会、理事会及び選考委員会とする。</p> <p>2 総会は定時総会及び臨時総会とし、本会加盟スポーツ団体、町内各種機関団体より推薦された各3名（理事を含む）の代</p>	<p>(2) 理事は加盟スポーツ団体毎に選出し、理事会で承認を受けるものとする。</p> <p>(3) 事務局長及び書記は会長が委嘱する。</p> <p>第八条 本会の役員は任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠による役員は前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は任期が満了しても、後任者の就任するまでその職務を行う。</p> <p style="text-align: center;">第八章 役員 の 任 務</p> <p>第九条 役員は次の通りとする。</p> <p>(1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。</p> <p>(3) 理事は会務を審議し、会長の命を受けて会務を行う。</p> <p>(4) 事務局長は会長の指示を受けて会務を司る。</p> <p>(5) 書記は会長の命を受けて庶務会計事務にあたる。</p> <p>(6) 監事は会計を監査し、総会に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第九章 会 議・議 決</p> <p>第十条 本会の会議は総会及び役員会とする。</p> <p>2 総会は定時総会及び臨時総会とし、本会加盟スポーツ団体、町内各種機関団体より推薦された各3名（理事を含む）の代</p>
--	---

<p>議員をもって構成する。定時総会は毎年1回会長が招集し、次の事項を議決する。臨時総会は必要に応じて会長が招集する。</p> <p>(1) 予算・決算並びに事業計画 (2) 会則の改正 (3) 役員を選出 (4) その他必要事項の審議</p> <p>3 <u>理事会</u>は随時開催し、総会議決事項の企画立案実施、その他必要事項を審議する。</p> <p>4 <u>選考委員会</u>は改選期毎に開催し、本会の会長及び副会長を選考する。</p>	<p>議員をもって構成する。定時総会は毎年1回会長が招集し、次の事項を議決する。臨時総会は必要に応じて会長が招集する。</p> <p>(1) 予算・決算並びに事業計画 (2) 会則の改正 (3) 役員を選出 (4) その他必要事項の審議</p> <p>3 <u>役員会</u>は随時開催し、総会議決事項の企画立案実施、その他必要事項を審議する。</p>
<p>第十一条 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決める。</p> <p>第十二条 本会の経費は次の通りとする。</p> <p>(1) 加盟スポーツ団体・町内各種機関団体よりの分担金 (2) 会費（ただし個人加入者のみ） (3) 補助金 (4) 寄付金及びその他の収入</p> <p>第十三条 分担金及び会費の年額は総会で決定する。</p> <p>第十四条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	<p>第十一条 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決める。</p> <p>第十章 経費・会計年度</p> <p>第十二条 本会の経費は次の通りとする。</p> <p>(1) 加盟スポーツ団体・町内各種機関団体よりの分担金 (2) 会費（ただし個人加入者のみ） (3) 補助金 (4) 寄付金及びその他の収入</p> <p>第十三条 分担金及び会費の年額は総会で決定する。</p> <p>第十四条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>

第十一章 補 足

第十五条 この会則に定めるものの他、本会運営に必要な事項は理事会に諮り、会長がこれを定める。

第十六条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱し、参与はスポーツ推進委員長を以ってあてゐる。

第十七条 本会に入会若しくは脱退する者は、会長に申し込むものとする。

附 則

(施行期日等)

この会則は昭和50年5月20日より施行する。

この会則は平成10年5月14日より施行する。

この会則は平成17年5月26日より施行する。

この会則は平成18年5月11日より施行する。

この会則は平成19年5月16日より施行する。

この会則は平成22年4月22日より施行する。

この会則は令和 2年6月 4日より施行する。

第十一章 附 則

第十五条 この会則に定めるものの他、本会運営に必要な事項は役員会に諮り、会長がこれを定める。

第十六条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱し、参与は体育指導委員を以ってあてゐる。

第十七条 本会に入会若しくは脱退する者は、会長に申し込むものとする。

第十八条

この会則は昭和50年5月20日より施行する。

この会則は平成10年5月14日より施行する。

この会則は平成17年5月26日より施行する。

この会則は平成18年5月11日より施行する。

この会則は平成19年5月16日より施行する。

この会則は平成22年4月22日より施行する。

# 七ヶ浜町スポーツ協会会則

## 第一章 名 称

第一条 本会は、七ヶ浜町スポーツ協会と称する。

## 第二章 事 務 所

第二条 本会は、事務所を特定非営利活動法人アクアゆめクラブに置く。

## 第三章 目 的

第三条 本会は、七ヶ浜町におけるスポーツを振興し町民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うとともにスポーツ関係諸団体相互の融和を図ることを目的とする。

## 第四章 事 業

第四条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。
- (2) スポーツに関する各種事業への協力支援又は後援すること。
- (3) スポーツに関する調査研究及び研修会等を開催すること。
- (4) 公益財団法人宮城県スポーツ協会との連絡協調を図ること。
- (5) スポーツに功労・勲功のあった個人、団体を表彰又は他に推薦すること。
- (6) 加盟団体への補助金交付に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

## 第五章 組 織

第五条 本会は、町内のスポーツ団体、並びに前記団体以外の町民、町内各種機関団体で本会の趣旨に賛同するものを以って組織し、宮城県スポーツ協会に加盟する。

## 第六章 役 員

第六条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 書記 若干名

## 第七章 役員を選任及び任期

第七条 本会の役員を選任は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長は選考委員会において候補者を選考し、総会において承認する。
- (2) 理事は加盟スポーツ団体毎に選出する。
- (3) 監事は各加盟スポーツ団体の持ち回りとする。
- (4) 事務局長及び書記は会長が委嘱する。

第八条 本会の役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者の就任するまでその職務を行う。

## 第八章 役員 の 任 務

第九条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- (3) 理事は会務を審議し、会長の命を受けて会務を行う。
- (4) 事務局長は会長の指示を受けて会務を司る。
- (5) 書記は会長の命を受けて庶務会計事務にあたる。
- (6) 監事は会計を監査し、総会に報告する。

## 第九章 会 議・議 決

第十条 本会の会議は総会、理事会及び選考委員会とする。

- 2 総会は定時総会及び臨時総会とし、本会加盟スポーツ団体、町内各種機関団体より推薦された各3名（理事を含む）の代議員をもって構成する。定時総会は毎年1回会長が招集し、次の事項を議決する。臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

- (1) 予算・決算並びに事業計画
- (2) 会則の改正
- (3) 役員選出
- (4) その他必要事項の審議

- 3 理事会は随時開催し、総会議決事項の企画立案実施、その他必要事項を審議する。

- 4 選考委員会は改選期毎に開催し、本会の会長及び副会長を選考する。

第十一条 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決める。

## 第十章 経費・会計年度

第十二条 本会の経費は次の通りとする。

- (1) 加盟スポーツ団体・町内各種機関団体よりの分担金
- (2) 会費（ただし個人加入者のみ）
- (3) 補助金
- (4) 寄付金及びその他の収入

第十三条 分担金及び会費の年額は総会で決定する。

第十四条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第十一章 補 足

第十五条 この会則に定めるものの他、本会運営に必要な事項は理事会に諮り、会長がこれを定める。

第十六条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱し、参与はスポーツ推進委員長を以ってあてる。

第十七条 本会に入会若しくは脱退する者は、会長に申し込むものとする。

### 附 則

(施行期日等)

この会則は昭和50年5月20日より施行する。

この会則は平成10年5月14日より施行する。

この会則は平成17年5月26日より施行する。

この会則は平成18年5月11日より施行する。

この会則は平成19年5月16日より施行する。

この会則は平成22年4月22日より施行する。

この会則は令和 2年6月 4日より施行する。

## 七ヶ浜町スポーツ協会会長及び副会長候補者選考要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、七ヶ浜町スポーツ協会会則第7条の規定により、総会において、会長及び副会長を選任するために、その候補者を選考する手続きを定めるものとする。

### (候補者の推薦)

第2条 理事会は必要に応じ会長及び副会長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、この選考委員会において各加盟スポーツ団体代表者（会長）の中から会長及び副会長候補者を選考し、これを理事会に推薦するものとする。

### (選考委員会)

第3条 選考委員会は、各加盟スポーツ団体代表者をもって構成する。

- 2 選考委員は、会長が委任する。
- 3 選考委員の中から互選により、選考委員長を選出する。
- 4 選考委員長は委員会を運営し、委員会を代表する。
- 5 選考委員の任期は会則第8条を準用する。

### (委 任)

第4条 この要綱に定めるもののほか選考にあたっての必要な事項は、委員会において定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行する。

## 七ヶ浜町体育協会役員

	役職名	令和元年・2年度 氏 名	所 属
1	会 長	佐藤 徳康	剣道連盟
2	副会長	星 洋子	バレーボール協会
3	副会長	鈴木 安彦	卓球協会
4	理 事	菊田 康行	野球協会
5	〃	岡崎 恵太	卓球協会
6	〃	阿部 豊則	サッカー協会
7	〃	齋藤 敏昭	柔道連盟
8	〃	小野 浩	剣道連盟
9	〃	若井 刻洋	ゲートボール協会
10	〃	伊丹 和枝	バレーボール協会
11	〃	針生 真哉	庭球協会
12	〃	瀬戸 源市	スポーツ少年団本部
13	〃	小野目 清	スポーツ少年団指導者協議会
14	〃	岩本 松治	グラウンドゴルフ協会
15	〃	菊地 栄一	七ヶ浜パークゴルフクラブ協会
16	監 事	星 勝家 (パークゴルフ協会)	
17	〃	赤間 俊幸 (野球協会)	
18	参 与	伊藤 喜憲	スポーツ推進委員長
19	事務局長	渡邊 明	NPO 法人アクアゆめクラブ
20	書 記	本田 智子	
21	書 記	渡邊 拓弥	